



弁護士のつぶやき

「経営者保証ガイドライン」について

1 津市で弁護士をしている坂口桂一と申します。このたび、つぶやきという題材で、本コーナーの執筆の依頼を頂戴しましたが、特段、面白い話ができる訳でもありませんので、現在、関心を持っている分野である「経営者保証ガイドライン」について、紹介させていただこうと思います。

2 企業経営にあたっては、「経営者保証」が行われることが通常となっていました。

経営者保証には、法人の将来に思いを馳せたときに、経営者の方々としては、ご自身が負う保証債務の処理が気がかりになり、なかなか、その決断をできない場合があるとの指摘がありました。例えば、法人が破産する場合、法人の金融機関からの借入といった債務について、代表者らが連帯保証をしていることが多いことから、法人代表者らも破産といった手続を選択せざるを得ませんでした。

法人の債務を保証する代表者らにとってみれば、破産することによって信用を毀損し、また、個人的な住宅ローン債務等についても一括弁済を迫られるなどして、その不利益は極めて大きいものでした。

このような状況から、法人の破産＝代表者の破産と考えられてきました。

3 「経営者保証ガイドライン」とは、金融機関からの借入を行う場合などには、①資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されていること、②財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能であること、③金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されていることの要件の全て又はその一部を満たせば、事業者は、経営者保証なしで融資を受けられる可能性があったり、すでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性があったり、保証債務を履行する場合は、経営者に一定の資産(破産時における自由財産(99万円)に加えて、一定期間の生活費や、「華美でない自宅」)を残し、返済しきれない保証債務の残額を免除したり、信用情報を毀損しない(ブラックリストに載らない)等の処理をするための準則を定めたものです。

弁護士としての関わりとしては、断然、保証債務を履行する場合での関わりが多くなります。

「経営者保証ガイドライン」の保証債務の整理を支援する専門家を「支援専門家」といいます。ここで、保証人の代理人を務める弁護士は、支援専門家となって「経営者保証ガイドライン」の手続に参加していくわけです。

4 基本的な流れとしては、①支援専門家が資産調査をして資産目録を作成し、②対象債権者に受任通知を送付し、③資産調査が終了した段階で、一時停止等の要請を行い、④対象債権者に資産等の情報を開示し、⑤弁済計画案を提示、⑥支援専門家と代償債権者が協議を行い、⑦合意成立後、保証人は、対象債権者に弁済し、対象債権者は残債務を免除します。

上記の手続を利用するためには、特定調停、中小企業活性化協議会を利用する、相対交渉という3つの方法があります。

対象となる保証人は、個人であればよく、経営者でない第三者保証人も利用することができます。つまり、保証債務を負った代表取締役のみではなく、保証債務を負った平取締役も「経営者保証ガイドライン」の対象となります。

注意が必要なのは、対象外債権の存在です。

リース債務や保証人固有の債務が有る場合には、原則として、「経営者保証ガイドライン」の対象外債務となることから、その金額によっては、破産手続を選択せざるを得ない場合があるということです。

破産手続との比較において、「経営者保証ガイドライン」を用いて保証債務を整理する場合のメリットとデメリットをあげるとすると以下のとおりになります。

○メリット

- ・破産せず、債務を整理することができる
- ・破産より多くの資産を残せる可能性がある
- ・信用情報機関に登録されない

○デメリット

- ・対象債権者の全員の同意が必要
- ・手続着手時点において、結果の予測可能性が十分ではない
- ・全ての債務を対象にして整理できるわけではない

5 「経営者保証ガイドライン」は、平成26年2月1日から適用が始まりましたが、未だ過渡期と言われており、残念ながら、三重県内での適用例もそこまで多くはありません。

それゆえ、残念ながら、弁護士としても、「経営者保証ガイドライン」の存在を認識しつつも、なかなかその利用をした経験がある人が少ないのが実情ではないかと思えます。

三重で活動する弁護士としては、「経営者保証ガイドライン」を利用する機会を今まで以上に、積極的に探索し、三重県内の経営者の皆様の再チャレンジの一助になれるように活動できればと思っております。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL:059-228-8898